

令和2年7月22日

審査庁

天理市長 並 河 健 様

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 川 崎 祥 記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求について（答申）

令和2年4月9日付け天審第1号で諮問のあった下記の事件について、別紙  
のとおり答申します。

記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求についての諮問事件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

天理市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された資料及び口頭意見陳述から総合的に判断した結果、審査会の結論は以下のとおりである。

天理市長（以下「実施機関」という。）が令和2年3月11日付け天社第2353号「公文書一部開示決定通知書」で、事業所名及び事業所からの回答内容を不開示とした決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和2年2月26日、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、条例第9条の規定により、「地域生活支援拠点等の整備に関するすべての文書」の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和2年3月11日、実施機関は、以下の内容で公文書の一部開示決定を行った。

##### （1）開示しない部分

- ① 自立支援協議会定例会の会議録中の事業所名
- ② 別紙調査票（回答部分、事業所名、担当者名及び電話番号）

##### （2）開示しない理由

- ① 自立支援協議会定例会の会議録中の事業所名

⇒ 条例第6条第2号に該当

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

② 別紙調査票（回答部分、事業所名、担当者名及び電話番号）

⇒ 条例第6条第6号に該当

市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずる恐れがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年3月30日、上記一部開示決定の処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定に基づき、実施機関に対し、本件処分を取り消し、公開決定を求める審査請求を行った。

4 諮問

令和2年4月9日、実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、審査会に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張及び意見

別紙「審査請求書」及び「意見書」のとおり。

加えて、口頭意見陳述において、本件回答内容を開示することについて、条例第8条に基づく開示が可能である旨主張した。

第4 実施機関の説明

別紙「弁明書」のとおり。

第5 審査会の判断

審査会における審議は、開示請求又は訂正等の請求に対する実施機関の判断の適法性又は不当性について行われるものであり、審査会は、本件事案に

ついて審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、市民の公文書の開示を請求する権利を明らかにすることによって、市政に関する市民の知る権利の具現化を図るとともに、市民参加のより公正で開かれた市政を実現し、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に資することを目的として制定されたものである。

さらに、条例の解釈・運用に当たっては、その第3条に明記されているように、市民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。しかし、この公文書開示請求権も、絶対的で無制限な権利ではなく、条例第6条の規定が置かれていることから明らかなように、この権利と請求された公文書に情報が記載されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要がある。したがって、公文書を開示するかどうかの判断は、あくまでも、請求された公文書に記録されている情報が、条例第6条各号に規定された不開示事項に該当するかどうかによって決せられるべきものである。よって、審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が、上記一部開示決定の理由である条例第6条第2号又は第6号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

なお、口頭意見陳述の際に、審査請求人より対象文書が条例の不開示事項に該当しても、条例第8条に基づく裁量的開示が可能である旨が主張されたため、これについても判断を行う。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

審査請求人と実施機関との間に争いがない。

(3) 条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号の趣旨は、行政内部の審議、協議、検討、調査研究等に関する情報の中には、行政としての最終的な意思決定がなされていないものがあり、これらは開示することにより、市民に誤解や混乱を招

いたり、一部のものに不当な利益を与えたり、自由な意見交換が妨げられたり、今後必要な資料の入手が困難になったりするなど著しい行政的支障が生ずるおそれがある場合があるため、これらの情報が記録されている公文書については、不開示とすることとしたものである。

今回実施機関が行った調査は、地域生活支援拠点の整備にかかる方針が何ら定まっていない段階においてなされた基礎的な調査であって、市の方針が不明確な中で、回答者側で回答内容が公開に耐え得るか否かについて十分な精査はなされていないと考えるべきものであることに加え、調査内容も当該事業者が地域生活支援拠点となり得る能力を有するかに関するものであり、これから事業者や利用者等（以下「利害関係者」という。）と意思疎通を図りながら同拠点整備の方針や整備事業者の決定に向けた取組を本格化しようとする現時点において当該回答内容を開示することで、利害関係者に誤解や混乱を招いたり、関係者から率直な意見が取得できなくなるなど「当該事務事業（中略）に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある」と認められる。

したがって、実施機関が条例第6条第6号に該当するとして行った一部開示決定は妥当である。

#### （４） 条例第8条の適用について

条例第8条は、第6条第2号から第7号までに掲げる不開示情報であっても、不開示により保護される利益に優越する公益上の理由があると認める場合は、実施機関の高度な行政的判断により開示を可能とすることを定めたものである。

確かに、地域生活支援拠点の整備については、その過程において利害関係者と様々な意見交換を行い、より良い支援拠点のあり方を検討することが不可欠であり、その前提として市による情報提供と市と利害関係者間における情報共有が重要である。

しかし、当該回答内容を開示することにより生じうる支障は前述のとおりであり、これから地域生活支援拠点の整備を本格化し、様々な利害関係者との率直な意見交換等が必要となる現段階において、先述の支障

が生じる危険を冒してまで開示すべき理由は乏しいと言わざるを得ない。

よって、条例第8条によってもなお本件回答内容を開示することはできない。

## 第6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、市民の知る権利の重要性に鑑み、地域生活支援拠点の整備に関する市の方針が決定して整備事業者が選定されるに至った場合には、回答した事業者名と回答内容とが紐づくことにならないよう十分な措置を実施した上で、当該回答内容を開示することが適切であることを本審査会の意見として付言する。

(別紙)

天理市情報公開・個人情報保護審査会審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和2年4月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施機関（審査庁）から諮問を受けた。</li><li>・実施機関（審査庁）から弁明書の写しの提出を受けた。</li></ul>
令和2年4月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。</li><li>・審査請求人から実施機関（処分庁）の弁明書に対する意見書の提出を受けた。</li><li>・実施機関（処分庁）から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。</li></ul>
令和2年6月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・事案の審議を行った。</li></ul>

天理市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属	備 考
あおき けいこ 青木 慶子	オフィス・アオキ代表	
あさかわ ちひろ 浅川 千尋	天理大学教授	※欠席
かわさき よしのり 川崎 祥記	弁護士	会長
なかじま たかし 中嶋 崇	アクト経営会計事務所 所長	
にしやま ひろし 西山 博志	奈良テレビ放送株式会社 常務取締役	※欠席